

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

もも保育園

2023年10月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	14
A-1 保育内容.....	14
A-2 子育て支援.....	17
A-3 保育の質の向上.....	18

施設情報

①第三者評価機関名 特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

②施設・事業所情報

■名称	もも保育園
■種別	児童分野 認可保育所
■代表者氏名	上山 久里子
■定員（利用人数）	60人（68人）
■所在地	横浜市泉区中田西2-25-30
■TEL	045-806-2424
■ホームページ	http://www.momo.ed.jp

【施設・事業所の概要】

■開設年月日	2006年4月1日
■経営法人・設置主体	社会福祉法人ももの会
■職員数（常勤）	10名
■職員数（非常勤）	27名
■専門職員（名称別）	・園長 1人 ・保育士 24人 ・栄養士 2人 ・調理員 2人 ・その他 8人
■施設設備の概要	・居室数 5 ・設備等 一時保育室、子育て支援スペース、調乳室、調理室、事務・保健室、乳幼児トイレ、園庭など

③理念・基本方針

保育理念 (1) 子どもの育とうとする力を信じ、環境を通じて保育を行います。

(2) 「あそぶ」ことを保育の中心に置きます。

(3) 意志を持った一人の人格として子どもを尊重します。

④施設・事業所の特徴的な取組

もも保育園は、泉区中田の住宅街の中にある保育園で、昔から住んでいる人も多く、近隣の方々とのつながりも大切にしています。中田で地域の人に温かく見守られながら子どもが育っていると実感できる保育園です。

一人ひとりの子どもの人格を尊重し、一人ひとりの子どもの違いを認めながら、その子の持っている可能性を最大限に伸ばしていきます。また、子ども中心の生活の流れをつくり、生活の場として子どもが安心して落ち着いて過ごせる園環境を目指しています。

木の根のように、ころもとからだの土台が育つ乳幼児期に、園での食事・食育を通しからだにとって良いもの安全なものを自らから選び食べることで食生活の基礎が育ち、たくさんの人から大切にされて育つ中で、人のことが好きになり、自分のことを大切に思い、希望を持って生きていける人に育つことを願い保育を行っています。

⑤第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2023/4/1	(契約日)～	2023/9/19	(評価結果確定日)
■受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (2017 年度)			

総評

【特長】

◆子どもたちは、いきいきと保育園生活を楽しんでいます

発達と共に子どもの状況に応じてより良い環境を作るよう、保育環境アドバイザーの助言を取り入れ、話し合い、子ども自身が興味のある遊び、好きな遊びを選び、友だちと遊びを工夫して楽しめる環境を整えています。乳児クラスは、子どもの動線を考慮し、子どもが過ごしやすい小さな空間等の環境を整え、個別に援助しています。幼児クラスは、異年齢保育を実施していて、年下の子どもは年上の子どもに憧れ敬い、日々の保育の様々な活動を通して、育ちの先を知ることができます。年上の子どもは自分がしてもらったように年下の子どもに接し、面倒を見たり、助け合ったりすることが日常の遊びや生活を通して自然にできるようになっています。訪問日の体操遊びでは、5歳児と3・4歳児が対面で互いが見える位置で音楽に合わせて体を動かしています。5歳児が「荒馬」の太鼓に合わせて爽やかにステップを踏むと、4歳児、3歳児も挑戦するなど、保育士は子どもの興味・関心や言動から活動がひろがるよう援助しています。また、近隣の学童保育所やデイサービスセンター(高齢者施設)と定期的に交流を図り、地域の人からステップアップ(踏み台昇降)や盆踊りの指導を受ける等交流を通して様々な体験をしています。子どもの声に耳を傾ける保育士に見守られながら、子どもたちはのびのびと保育活動を楽しんでいます。

◆職員は、連携して理念の実現に向けて努めています

園は子どもの「個性と人格を尊重」した保育をするよう努め、職員はクラス内で相談したり、話し合ったりする良好な関係性を築き、職員同士で声を掛け合い、役割を分担しながら保育を実施しています。職員同士の良好なコミュニケーションのもと、食育活動や保育活動などクラスを越えて連携して進めています。更に、園長・主任に相談しながら、自分たちがやりたい保育を実施できる環境も作っています。

内部研修では、自分たちで「やりたい、参加したい」研修テーマを決め、それぞれが講師役を務めて実施しています。職員が担当することで自身も勉強し、深めることが出来ています。外部の保育環境アドバイザーから助言を得られる仕組みもあり、環境面とともに、子どもとの関わりなどについて、PDCAサイクルを回しながら、課題への気付きから改善へとつなぎ、職員自身の意識を高めています。

◆文書・マニュアル類の見直しと一層の充実に期待します

園は、職員の意識が高く、経験豊かな理念に基づいた保育を実施しようと努めています。また、実際はプライバシー（他の人に見られたくない、聞かれたくない、知られたくないと思うこと）に配慮した保育を実施するようにしていますが、それに関しマニュアルなどへの記述が不足しています。衛生管理や健康管理、実習生、ボランティアのマニュアルも同様に基本姿勢や留意点など、内容の不足が見られます。今後は、文書・マニュアルの内容を充実するとともに、法人とも連携を図りながら整備することを期待します。

第三者評価結果に対する施設のコメント

もも保育園では、園児たちや園に関わる皆様が安心して過ごせるような環境づくりを心がけています。今回の第三者評価受審は、園の「強み」や「弱み」を把握する良い機会となりました。また、今回の評価を受けるにあたり、職員同士で話し合う機会が持てた事も、互いの理解を深める良い機会となりました。今回、提示いただきました改善点であるマニュアル作成については、法人間でも連携してより良いものとなるように整備したいと思います。中長期計画と短期計画についても、連動した具体的な成果や明確な目標値期限等が反映できるように、わかりやすい情報発信を心がけながら、保護者や地域の方々が安心して園を利用できるようにしていきたいと思います。今後も、アドバイスいただいた点を参考にして職員間での対話を重ね、園児たちの育とうとする力を最大限に発揮できるような環境づくりを目指して運営して参ります。最後になりましたが、今回の第三者評価を受審するにあたり、ご尽力いただいた評価機関の皆様、お忙しい中利用者アンケートにご協力いただいた保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています
 a評価：よりよいサービスの水準・状態
 b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
 c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準(45項目)

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価 結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 法人共通の3つ理念と保育目標を掲げ、ホームページやパンフレット等に明記して広く周知するほか、重要事項説明書にも明示して入園説明会等で保護者等に説明しています。重要事項説明書では、理念・保育目標とともに園の考える保育のねらいや保育内容を併記して、相互の関連性が分かりやすくなるよう工夫しています。保護者に対しては、入園説明会や保護者懇談会等で保護者と意見交換しながら理念や保育方針を説明し、理解・浸透を促すほか、職員に対しても、新人研修や園内研修、職員会議等で周知し、目標管理面接の際に理解状況を確認するなどして、職員の意識付けを図っています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価 結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 法人として複数の保育園を運営し、組織全体で保育・福祉に関する情報収集と共有化に努めています。園独自にも、行政通知や保育関係団体からの情報提供のほか、泉区地域福祉保健計画などの策定動向を確認しながら、児童福祉関連の最新情報を収集するとともに、泉区の園長会や横浜市私立保育園・子ども園園長会、幼保小連携事業等に参加して、地域の状況や福祉ニーズの分析・把握を行っています。また、園の事業収支や保育のコスト分析、通園児数の推移など、園の運営状況は法人本部と情報共有して分析・評価を行い、事業運営の健全化にも努力しています。	
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<コメント> 地域の福祉ニーズを踏まえ、法人の園長会議・経営会議等で運営状況の分析と情報の共有化を図り、法人全体の経営課題の明確化と改善のための協議を行っています。各会議の内容は、園の職員会議等で全職員に周知しています。新たな法人共通のビジョンとして、2019年より3つの保育理念を掲げ、地域社会の保育ニーズへの対応とさらなる保育の質向上を目指すとともに、法令遵守と公正な業務執行、人材確保・育成等に力を入れています。園においても、業務効率化とサービスの向上、さらなる保育内容の充実化、地域子育て支援の向上、保育人材の育成などの重要課題と改善のための具体策を事業計画に明示し、順次改善に取り組んでいます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価 結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント> 園の中期計画として、2023~2027年度の5カ年に亘る事業計画を策定しています。保育理念・保育目標の実現とともに、出生率低下や保育人材の減少、保育園の多機能化への対応等の社会情勢を反映し、利用者や働き手から選ばれる「地域に根ざした保育園」づくりをテーマに、業務効率化とサービスの向上、保育内容の充実化、地域子育て支援の向上、保育人材の育成、施設・設備の改修の5つを重点課題に掲げ、各々の具体的な対策も明示して順次改善に取り組んでいます。事業計画の内容は、進捗状況を見ながら適宜見直しも実施しています。一方、各々の改善課題に対する具体的な成果目標や期間・工程等は明確化されていません。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>
法人及び系列園ごとに単年度の事業計画を策定し、経営会議や園長会議を通じて法人組織全体で共有化を図っています。事業計画の内容は、当該年度に実施予定の保育事業と職員配置、保育体制、行事予定を明示するほか、地域交流や人材育成・職員研修、実習生受け入れなどの事業内容も記載しています。園の年度事業計画は、職員会議や打合せ等で全職員に周知し、専用ファイルに綴じて事務所に配置し、随時確認できるようにしています。今後は、中期計画と連動し、具体的な成果や明確な目標値を示した事業計画を策定することが期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
--	---

<コメント>
園の年度事業計画の内容は、前年度の事業報告や園の自己評価、各会議の検討結果等を踏まえて園長が策定し、法人及び系列園の事業計画とともに一つにまとめて、法人全体で共有化を図っています。事業計画の内容は、年度当初の職員会議で全職員に説明し、書面を回覧するなどして周知しています。事業計画の進捗状況は、法人の経営会議で確認するほか、年度後半に園長・主任で進捗確認と振り返りを行い、必要に応じて見直し・修正を行っています。変更を行う際は、職員会議等で周知し、変更の理由や以後の見直し等も説明しています。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
--	---

<コメント>
園の正面入口付近に保護者用の資料閲覧コーナーを設け、法人・園の事業計画や事業報告、決算報告書等の情報公開文書を複数のファイルに分けて配置し、随時閲覧できるようにしています。事業計画の内容は、年度当初の保護者懇談会や個別面談等の機会を通じて園長から説明し、意見交換や質疑応答を交えて保護者の理解浸透に努めるほか、他園での取組事例や、保育士経験のある保護者の意見も聞くなど、事業運営に保護者意見を積極的に取り入れるための工夫を行っています。また、全体的な計画や年間指導計画のほか、園の自己評価の結果等についても説明し、行事後に保護者から意見を聴取するなど、保護者と意見交換しています。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
--	---

<コメント>
乳児会や幼児会、給食会議、カリキュラム会議など、複数の会議を発足して保育実践の振り返りと評価を行うほか、園の自己評価や事業報告の内容等を検証し、事業計画や全体的な計画、年間指導計画等に反映するなど、園全体で改善を図る体制を構築しています。2023年度は保育園向けアプリの導入による業務効率化と保育サービスの質向上、設備改修等の取り組みを推進しています。年1回の園の自己評価と第三者評価の定期的な受審を行い、各々の評価結果を職員会議等で検討し、共有化を図っています。園独自に外部の保育環境アドバイザーと提携し、家具や玩具等の環境面とともに、子どもとの関わりについても助言を得られる体制を確保しています。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
--	---

<コメント>
法人による施設運営管理の評価、園の自己評価、保育士等の自己評価の3つの視点から運営を評価する仕組みを構築し、全体的な計画に明示して組織的に推進しています。毎月1回法人の業務執行理事が来訪し、運営状況の視察を行っています。独自の基準を用い、年1回全職員で園の自己評価に取り組むほか、園長・主任が結果を総括して全職員に周知するとともに、職員会議等で取り上げ課題の共有化に努めています。課題は職員会議や打合せ等を通じて職員間で協議し、全体的な計画や年間指導計画等に反映して改善に取り組むほか、定期的な実施状況の見直し・評価も行っています。なお、園として更なる職員間の意識の共有化が必要と捉えています。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価 結果
<p>【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p><コメント> 園長は年度当初の職員会議で自らの所信を表明し、周知を図るほか、保護者に対しても重要事項説明書や園だより、ホームページ等に自身の保育方針を掲載し、入園説明会や保護者懇談会等で詳しく説明しています。職員体制図を用いて指示系統を明確化するとともに、災害発生時の対応表に園長不在時の権限移譲についても明示し、会議や内部研修等を通じて職員の意識共有に努めています。なお、地域交流や行事等の役割分担を一覧表にまとめて明確化していますが、職務分掌など園長の役割・責務を明文化した文書は策定されていません。また、主任以下の現場リーダーへの権限移譲など、有事の際の迅速かつ柔軟な体制整備は今後の課題となっています。</p>	b
<p>【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><コメント> 園長は法令遵守の責任者として、外部の会合や研修等に参加し、法令遵守に関する情報収集に努めています。また、法人の経営会議や園長会議等で情報を共有するとともに、園の打合せや会議等を通じて随時職員に周知しています。児童福祉の関係法令など、保育従事者に必須の法令については、園内研修のテーマに取り上げ、業務マニュアルの内容に反映して職員の理解・浸透と実践を促すほか、ハラスメント防止や労働法規等についても、法人事務長を講師として研修会を開催するなどの取組も行っていきます。全国保育士会倫理綱領の読み合わせを行い、職員の意識向上を図っています。</p>	a
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
<p>【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><コメント> 園長は、前年度の事業報告や園の自己評価等を踏まえて保育の内容を分析・評価し、継続的に改善策を検討しています。改善課題は職員会議やクラスごとの打合せ等を通じて園全体で協議するとともに、乳児会や幼児会、給食会議、カリキュラム会議等で保育内容を多面的に検討し、情報の共有化と実践に繋げています。園内外の研修をはじめ、法人系列園との交流研修を実施するほか、保育環境アドバイザーの助言や職員からの改善提案を取り入れ、保育の質向上を図る取組を推進しています。また、職員同士で協議した改善策を積極的に実務に反映できるようにするなど、職員の主体性や意欲を引き出す職場環境づくりに努めています。</p>	a
<p>【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p><コメント> 園の人事・労務・財務は園長と法人本部で情報共有し、保育の状況や地域の特色、ニーズ等を踏まえ運営改善に向けた分析を行っています。職員会議や打合せ等の機会を通じて、園の運営状況や今後の課題等を全職員に周知し、事業計画にも園の目指す方向性を示すなど、園長自ら率先して経営改善や業務実行性の向上を図る取組を推進しています。法人理念や系列園の取組を紹介した文書を配布し、ホームページ等を通じて積極的に採用活動を展開するとともに、トレーナー制度など職員の育成体制の充実化に努めています。非常勤や短時間勤務の職員を積極的に登用し、休暇取得や時間外労働の最小化を図るなど、職場環境の改善にも努力しています。</p>	a

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価 結果
<p>【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p><コメント> 管理運営規定に人員体制を示し、年度ごとの職員体制を定め、設置基準以上の保育士の配置を行っています。法人共通の人材育成計画を用い、全職員共通及び初任者・中堅・管理職など各階層別の育成方針を明文化するとともに、園独自にも全体共通と職務年数5年ごとの育成方針を定め、職員の育成に努めています。利用者や働き手から選ばれる「地域に根ざした保育園」をテーマに、「保育人材の育成」を中期計画の重点目標に掲げ、職員の教育・研修の充実化と職員間の交流促進、学生アルバイトや中学生の職業体験など次代の保育人材育成等の具体策を明示し、各々の取組を推進しています。一方、人材確保に向けた更なる取り組みが必要と捉えています。</p>	b

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>
法令遵守や接遇対応など、職員の基本姿勢を示した「保育に携わる姿勢について」を定め、毎年職員に配付・説明し周知と実践を促しています。年度ごとに目標管理面接を行い、年3回の面談を通じて個人目標の設定と進捗状況を確認し、個々の資質向上を図る取り組みを行っています。面接結果を基に異動や研修の受講勧奨を行うなど、管理職育成や専門性向上にも努めています。また、職員との面談場面を通じて処遇水準に関する意見を聴取し、法人本部と共有して改善に繋げています。一方、明確な人事基準や業績・能力等の評価に基づく人事評価の仕組みは設定していないほか、職員が将来像を描けるキャリアビジョンの構築も今後の課題となっています。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
---	---

<コメント>
園長を労務管理の責任者として職員の就業状況を毎月確認し、法人本部と共有して管理しています。職員の健康状態に留意し、個別に声掛けや面談等を行うほか、必要時は受診も勧奨しています。法人本部にハラスメントの相談窓口を設置し、法人の業務執行理事にも直接相談可能な体制を整備し、職員に周知し活用を促しています。家庭の事情等に留意し、休暇取得の推奨や勤務シフトへの反映など、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した対応を行っています。福利厚生の実化とともに時間外労働の最小化や職員間の交流促進など、職場環境の改善を推進し、保育全体の質向上や職場定着率の向上にも努めています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	b
--	---

<コメント>
目標管理面接を実施し、年3回園長との面談を通じて個別目標の達成状況を確認し、各々の資質向上を図る取組を行っています。個別目標は、自己啓発と担当業務の改善、園全体の改善の3つをテーマに各自で設定し、専用の書式に振り返り結果を記載して、職員と上席者として認識を共有しています。新卒職員と先輩職員でペアを組み教育・指導を行う「トレーナー制度」を実施するほか、「新採用職員育成計画」を策定して四半期ごとに具体的な取組内容を明示し、新卒職員と先輩職員、園長の3者で意見交換して振り返りを行う仕組みを構築しています。一方、個別目標は明確な目標水準や期限の設定がないほか、職員ごとの目標の具体性に差が生じています。

<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b
--	---

<コメント>
「保育に携わる姿勢について」を毎年度当初に全職員に配布し、研修を通じて理解浸透を図るほか、目標管理面接でも確認し各々の意識付けを促しています。中期計画に「保育人材の育成」を掲げ、各々の自己研鑽意欲を高める職場環境づくりを推進することを明示しています。職員研修は園長・主任が計画策定と評価を行い、職員の要望等から研修テーマを設定するなど、現場のニーズに応じた企画・運営に努めています。法人・園それぞれで人材育成計画を策定し、職員の階層や職務経験年数に応じた知識・技術・能力水準と受講すべき研修等を明示していますが、人員配置の実情などから、計画と実務の整合性に一部齟齬が生じています。

<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	b
--	---

<コメント>
園長は職員の知識・技術や資格の取得状況等を把握し、法人本部と情報共有して管理しています。各種マニュアルや業務0JT等で職員の育成を図るほか、トレーナー制度を通じて新人職員と先輩職員双方の育成を図るなど、各々のスキルアップと職員間の交流促進に留意しています。様々なテーマで園内研修を開催し、全職員の参加を奨励するほか、外部研修の開催案内を掲示や閲覧で周知し、勤務形態に関わらず参加を積極的に承認しています。外部専門家による園内研修や巡回指導を企画するほか、オンライン研修を積極的に導入するなど、職員の状況に応じ柔軟な学習機会の確保に努めています。職種別・階層別研修は行われていないので、今後に期待します。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<コメント> 園長・主任を担当窓口として、保育士の現場実習を受け入れています。実習受け入れマニュアルに基づいて事前に面談を実施し、実習生ごとの学習の状況や希望、目標・課題等を聴取して実習内容に反映するほか、園の全クラスで実習を行うようにするなど、保育園の機能や保育士の役割等を十分理解出来るよう配慮しています。保育士実習指導者向けの外部研修に参加し、効果的な実習指導のための知識・技術の習得とともに、各クラスの職員にも指導上の留意点等を説明するなど、園全体で認識の統一化を図っています。また、実習養成校との随時連絡や交流・連携にも努めています。一方、実習生の受け入れに関する基本姿勢は明文化していません。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		a
<コメント> 法人・園のホームページを開設し、保育理念や法人の設立趣旨、沿革のほか、決算資料や定款、役員名簿・報酬規程等の情報を公開しています。また、園の保育方針やクラス編成、開園時間等の情報とともに、第三者評価結果の検索性URLも掲載しています。苦情・要望は、園だより等で公表しています。園の入口横の掲示板に園だよりや子育て支援事業の案内文書を貼付し、正面入口横にパンフレット等も配置しています。泉区が設置する幼稚園・保育施設紹介サイト「いずみっこひろばうえぶ」に園の情報を掲載し、区主催のイベントで施設紹介パネルの展示を行うなど、地域に向け積極的に情報を発信しています。		
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		a
<コメント> 経理規定や事務決済規程、適正な業務執行の確保に関する規程など、法人共通の各種規程を整備して組織運営のルールを明確化しています。法人内にコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に関する検討を実施するほか、業務執行理事を2名配置し、毎月1回各園を訪問して園の運営状況や保育環境の視察を行い、適宜助言を行うとともに、職員からの相談等に応じる体制を整備しています。また、法人監事による内部監査を年1回実施するほか、法人顧問の会計事務所による月次監査を実施して、適正かつ健全な事業運営に努めています。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		b
<コメント> 地域交流に関する基本的な考え方の明文化はありませんが、「園が目指す保育」の1つに、地域との交流を通じて子どもの感性や社会性を育むことを明示し、地域行事への参加や近隣住民・関係施設等との交流を推進しています。地元町内会に協力し、地域行事に職員の派遣や園のトイレ貸出などの協力を行うほか、近隣の学童保育所やデイサービスセンター等と定期的に交流しています。また、地域住民から盆踊りを教わるなどの機会も確保し、コロナ禍でも取組を継続しています。園入口に資料閲覧スペースを設け、医療・福祉関連の情報や各種イベントの開催案内など、子育て支援に関するチラシ・冊子等を設置し、情報提供や相談も随時行っています。		
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		b
<コメント> 園長を担当窓口としてボランティアを受け入れ、現在は絵本の読み聞かせやステッピング（踏み段昇降）、盆踊り指導などのボランティアが活動しています。園での受付のほか、泉区社会福祉協議会のボランティアセンターにも登録し、随時募集を行っています。導入時はマニュアルに基づき、子どもとの関わりや遵守事項、手続など具体的な手順を定め、対応を統一化しています。近隣の中学校から毎年職業体験を受け入れ、職業講話の職員派遣も行っています。また、保育士養成校や保育関係団体と協働し、保育の普及啓発と次代の人材育成を図る取組にも協力しています。一方、ボランティアの受入方針や学校教育への協力の基本姿勢は明文化していません。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a

<コメント>
地域の保育関係施設や行政、医療機関等をリスト化して職員間で活用し、各々の機能・特性等を情報共有しています。泉区の園長会や幼保小連携事業、要保護児童対策地域協議会に参加するほか、泉区社会福祉施設等防災連絡協議会などの防災組織にも協力しています。泉区の幼稚園・保育施設紹介サイト「いずみっこひろばうえぶ」に登録し、区内の関係機関と協働して情報発信するなどの取組も行っています。虐待等より配慮を要する事例に対しては、管轄の児童相談所や区のこども家庭支援課と協働して迅速な対応に努めるほか、区外の関係機関との連携を図るなど、子ども・保護者のアフターケアを含めた地域のネットワーク化にも努力しています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。		b

<コメント>
泉区の園長会や幼保小連携事業等に参加を行うほか、園の第三者委員でもある民生・児童委員から意見を聴取するなど、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。地域の小中学校や学童保育、デイサービスセンター等と定期的に交流し、地元自治会の開催行事に協力を行うなど、地域との密接な関係性の構築に努めています。地域子育て支援事業を推進し、園庭開放や見学の際に育児相談を受けられる体制を整備しているほか、子育て交流や子育て支援講座も開催し、参加者を対象にアンケートを実施するなど、保育ニーズの把握にも努めています。今後は、地域住民に対する相談事業などを通して多様な相談に応じる事を期待します。

【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a
--	--	---

<コメント>
施設見学や園庭開放、子育て支援講座の開催など、地域子育て支援事業を推進しています。今年度は「子どもの口の発達と健康」をテーマに、歯科医師による講演会を開催しています。泉区が運営する幼稚園・保育施設紹介サイト「いずみっこひろばうえぶ」に参加し、区内関係機関と協働で情報発信するとともに、毎年開催のイベントで施設紹介パネルを展示する等の取組を行っています。泉区社会福祉施設等防災連絡協議会に参画し、大規模災害発生時は隣接の自治会広場の防災備蓄倉庫と連動して、園の設備や備蓄品を活用できるようにしているほか、園内に設置したAED（自動体外式除細動器）を緊急時に貸出可能とする等の体制整備を図っています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		a

<コメント>
保育理念に「意志を持った一人の人格として子どもを尊重する」ことを明示し、全ての場面で子どもの人権を大切にされた保育実践に努めています。理念と保育目標をテーマに園内研修を実施するほか、全国保育士会倫理綱領を用いて子どもの人権尊重のあり方を確認しています。また、人権擁護チェックリストに基づき、年1回全職員で振り返りを行っています。外国の絵本や人形、海外の文化などを紹介した掲示物を園内に配置するとともに、異年齢保育などを通じて子ども自身が遊びや関わりから相手の気持ちを理解し、思いやりを育む保育の実践に努めています。保護者にも性差や国籍、文化、価値観などの相違や多様性を尊重する方針を説明しています。

【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。		b
---	--	---

<コメント>
職員の基本的対応を記した「保育に携わる姿勢について」とともに、保育マニュアル等を通じてプライバシー保護の配慮事項を示し、職員の意識付けを図るほか、着替えやおむつ替え等の際に外部の視界を遮断するための対応や、設備・備品を導入するなどの工夫を随時行っています。一方、プライバシー保護マニュアルは策定されていますが、主に個人情報保護に関する内容で、プライバシー保護の基本的な考え方や具体的な対応は明示されていません。今後、園全体で子ども・保護者のプライバシー保護のあり方を再確認し、安心・快適な環境整備を推進するとともに、園の方針を保護者に周知し、認識を共有化する取組が期待されます。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

【30】 Ⅲ-1-(2)-①
利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

<コメント>

ホームページを開設し、理念・保育目標のほか、園が目指す保育として、個性と人格の尊重、安心感と落ち着きのある室内環境、人や社会・自然との豊かな関わりを通じた学び、食育など5つの方針を明示し、豊富な画像で保育の様子を伝えていきます。区役所内にパンフレットを配置し、泉区の「いずみっこひろばうえぶ」を通じて、園の保育実践の取組を動画で分かりやすく紹介しています。見学は園長・主任が担当し、1回あたり2家庭までを対象に曜日や時間帯を柔軟に設定するほか、入園説明会を個別に開催して質疑応答や意見交換も行っています。配布資料や説明の内容は、保護者懇談会や個別意見等を踏まえ、随時見直しを実施しています。

【31】 Ⅲ-1-(2)-②
保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

a

<コメント>

入園説明会を家庭ごとに開催し、写真やイラスト等を豊富に盛り込んだドキュメンテーション資料を用いて分かりやすく説明しています。保育の開始時は重要事項説明書を用いて園長が丁寧に説明し、必ず同意を得るほか、質問や要望を積極的に聴取するなど、保護者の安心感にも配慮しています。保育内容を変更する際は、案内文書や園だよりで通知し、必要に応じて個別連絡も実施しています。また、保育園向けアプリを導入し、情報共有の円滑化を図っています。外国籍のケースなど、説明に配慮が必要な場合は個別対応を実施するほか、各家庭のキーパーソンを明確化して連絡を行うなど、確実な情報伝達に配慮しています。

【32】 Ⅲ-1-(2)-③
保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

<コメント>

保育園の転園のための引継ぎ文書等は定めていませんが、保護者の求めや必要性に基づき、書面や口頭で情報提供を実施するなど、状況に応じた柔軟な対応を実施しています。医療的対応を要する子どもの転所に際し、書面等で情報提供を実施した事例があります。転園や卒園の際は、子どもや保護者に対しいつでも遊びに来てよいことや、随時相談が可能な旨を口頭で伝えるほか、卒園時は文集等にその文面を記載して知らせています。実際に卒園児が園に来訪した事例や、相談対応を行った事例等もあります。なお、卒園児及び保護者の対応は、担任した保育士が対応を行っていますが、利用終了後の相談方法や担当者を明示した文書は作成していません。

(3) 利用者満足の向上に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

職員は、日常場面を通じて子どもの言葉や表情、遊びの様子などから子どもの満足度の把握に努めるほか、各会議や日々の打ち合わせ等で検討し、適宜保育の内容に活かしています。個人面談や保護者懇談会を定期開催し、保護者から直接意見を聴取するとともに、保護者同士の交流促進にも配慮しています。保護者懇談会にはクラス担任のほか、主任や園長も出席し、保護者の意見を事業運営に反映しています。保護者からの意見・要望は主任やクラス担任が担当し、園長とともに統計・分析して職員会議等で検討するとともに、改善策を周知・共有して逐次実行しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断した理由・特記事項等】

法人共通の苦情解決規程と園独自の苦情対応マニュアルを整備し、受付から解決までの流れや様式等を定めて対応を統一化しています。苦情受付担当者にクラス担任を、苦情解決責任者に園長を配置し、園独自に第三者委員を2名選任しています。園に寄せられた苦情・要望は職員会議等で対応を協議するほか、専用ファイルで管理し、年度末に第三者委員へ報告しています。また、法人の経営会議でも情報を共有しています。園入口に苦情解決体制の掲示と意見箱の設置を行うとともに、重要事項説明書にも掲載して保護者に周知しています。対応の結果は内容に応じて保育園向けアプリや園だより等で全体周知を図るほか、個別の説明も行っています。

<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 重要事項説明書に園の苦情解決体制を明示し、保護者に説明するとともに、園入り口に意見箱と苦情申出の説明文書を配置して、いつでも相談可能であることや、通報者に不利益が生じないこと等も明記して、随時受付を行っています。また、保護者懇談会や個人面談など、保護者の意見を聴取する方法・手段を複数確保しています。職員に対しても、園内研修や職員会議を通じて保護者の要望・意見に真摯に対応することを意識付けています。園入口横に「お話室」を設置し、相談者のプライバシーに配慮して随時面談等で活用しています。一方、行政機関や横浜市福祉調整委員会など、外部の権利擁護機関の周知・説明は実施していません。</p>	
<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 年度当初の園内研修等を通じて、職員の基本姿勢や保護者との関係性構築、意見・要望の尊重などについて説明し、職員に意識づけています。苦情対応マニュアルを用い、具体的な対応と報告手順を図式化して対応を統一するとともに、即日対応を実施することや、対応に時間を要する場合は必ず申し出者に説明すること等をルール化し、迅速な対応に努めています。保護者の意見・要望は、園長・主任が中心となって内容を分析し、各会議や打合せ等で職員間で共有・検討して逐次改善策を実行しています。具体例として、保護者の意見を基に子どもの持ち物や食具等の見直しを図った事例などがあります。マニュアルも定期・随時で見直しています。</p>	
<p>(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>	
<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園長は、リスクマネジメントに関する責任者として、リスクマネジメント研修に参加し、職員に周知しています。安全点検係担当を中心に日々の点検や時間をかけて行う毎週土曜日の点検、各クラスの職員で実施する月1回の安全点検と、項目と目線を変えて安全点検を実施しています。取組は明文化されており、事務所に掲示しています。各クラスに事故発生時のマニュアルを配置し、手順等を明確にしています。クラス毎にヒヤリハットや事故を記録し、事故防止対策の検討を行い、評価、見直しをしています。更に、他園事例や報道等の情報は、速やかに毎日の「打合せ」で報告し、防止策の検討を行っています。職員会議で園内の安全点検等の対策を話し合い、危険箇所をチェックして対応しています。</p>	
<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 感染症対策は、園長が責任者となり、役割を明確にして管理体制を整備しています。感染症マニュアルがあり、職員全体に周知徹底しています。職員は定期的に感染症予防や嘔吐処理の手順を園内研修で学び、毎日の室内や玩具の消毒、毎朝の室内掃除（消毒）など適切に対応しています。また、各保育室に処理方法を記載した文書と共にすぐ処理できるよう衛生セットを常備しています。発熱や下痢等体調の悪い子どもは、迎えが来るまで他の子どもと別に事務室で過ごします。感染症マニュアルは、定期的に見直しを行うほか、厚生労働省からの通達等により見直しを行っています。感染症の情報は、園だよりや園内に掲示して知らせています。</p>	
<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 災害対応マニュアルを整備し、職員の災害時の対応体制が定めています。保護者に災害伝言ダイヤル・緊急連絡システムの利用を説明しています。給食職員を管理者とし、食料や備蓄品を常備しています。年間防災計画を作成し、様々な状況を想定した避難・消火訓練を毎月実施しています。また、実施する際には消防署に連絡を入れ、消防士による煙体験や消火訓練、心肺蘇生、AEDの使用法、災害についての話など連携して訓練を実施しています。自治会防災訓練に職員が参加し、園長は年3回の泉区消防防災会議に参加して情報を共有しています。泉区主催の研修や防災訓練センターで行われた消火訓練に参加する等行政や消防署、自治会などと連携しています。今後は、更に、事業存続計画（BCP）の策定を法人とともに検討することを期待します。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価 結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は、手順書や各クラスのデイリープログラム等に具体的に示しています。子どもを尊重した保育、プライバシーに配慮した保育を実施していることは、訪問調査の際観察できました。ただし、プライバシーの保護に関する書類やマニュアルに不備が見られます。標準的な保育の実施について、乳児会、幼児会、カリキュラム会議などで個々の子どもの育ちや状況を話し合い、保育の実施方法について周知しています。標準的な方法に基づいて保育を実施しているかは、園長や主任が園内を巡回し、保育観察や保育日誌などで確認しています。子どもの状況に応じた保育を行うことで、画一的な保育実践にならないよう配慮しています。</p>	
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>マニュアルや手順書の見直しは年度末を原則としていますが、法改正などに合わせて改訂する場合があります。毎月保育環境アドバイザーに来園してもらい、現場に即した助言などを受けていて、その都度見直しを実施しています。例えば、朝の会のおやつについて、遊びを中断させない工夫として、おやつを一齐にせず朝食時間の早い、遅いなど子どもの状況に応じて後に対応するなど、見直しを計画に反映しています。また、保護者や職員の意見などを反映して見直しをした内容をモニタリングして、翌月振り返りを行っています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<p><コメント></p> <p>園では、園長を指導計画作成の責任者として、全体的な計画に基づき、年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画などの指導計画を作成しています。個別指導計画は、入園時の児童票や個人面談、入園後の経過記録などで把握した、子ども・保護者の情報や意向を踏まえ、担任が保育者や栄養士の意見を反映して作成しています。毎月カリキュラム会議で振り返りを行い、指導計画に基づく保育実践について評価を行う仕組みがあります。配慮が必要な子どもについては、横浜市戸塚地域療育センターの指導員の意見を参考にしたり、区役所と連携を図るなど月毎に個別のケース会議を開催し、情報を共有して適切な保育が行われるよう努めています。</p>	
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>指導計画は、年間指導計画は四半期ごと、月間指導計画と個別指導計画は月末に見直しています。月間指導計画の見直しは、カリキュラム会議で、子どもの発達や状況に応じて、振り返り・自己評価を行い、実施しています。見直しによって変更した内容は議事録で周知しています。指導計画を緊急に変更する場合は、打合せで確認して計画を変更し対応する仕組みになっています。年間指導計画は、3月の職員会議や新年度会議の中で、計画作成に関する話し合いを行っています。保育の質の向上に関わる課題が明確になるよう、保育環境アドバイザーの意見も取入れ話し合っています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や生活状況は、児童票、健康台帳、個別の経過記録、保育日誌などの統一した様式に記録しています。乳児クラスと配慮が必要な子どもは、個別の指導計画を作成し、実施状況を記録しています。それぞれの記録は園長と主任が確認し、書き方に差異がないよう指導しています。記録した情報は、職員が確認・共有できるようにしているほか、子どもの状況は会議等で情報共有しています。また、毎日の打合せで必要な情報を伝え、打合せファイルで全職員に内容を周知しています。更に、個人情報を除いた議事録を作り直して配布することもあります。指導計画や保育記録はパソコン上で管理しています。</p>	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

子どもの記録の保管、保存、廃棄等は文書管理規定に基づいて管理しています。個人情報の不適切な利用や漏えいについては、就業規則で周知を図っています。園長は、記録管理の責任者として、個人情報が明記された書類は鍵のかかる戸棚に保管し、タブレットは園内のみで使用することを職員に伝えています。職員には、「保育者のしおり」「保育に携わる姿勢について」を配布し、園内研修を実施して個人情報保護を理解し、遵守するように促しています。保護者には、入園説明会で個人情報の取り扱いについて説明し、同意を得ています。また、アンケートをとって写真使用などについて確認をしています。

内容評価基準(20項目)

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、園の保育理念や保育方針、保育目標などに基づき、法人が作成したものを基に、子どもの発達過程、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態などを考慮して園ごとに作成しています。職員は年度末の会議で振り返りを行い、園長・主任が結果を総括しています。職員は、課題を協議し、園長は意見を取りまとめ、全体的な計画の見直し・評価に活かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>施設は、エアコンや空気清浄機などを使用して、温度・湿度、換気など常に適切な状態を維持し、玩具は毎日消毒しています。また、大きな窓や各保育室のわきのテラスから十分な採光があり、中央の吹き抜けのある空間に季節の植物や観葉植物を配置し、子どもが心地よく過ごせる環境になっています。絵本コーナーや空き部屋などを、子どもがくつろいだり落ち着ける場所として活用しています。どこにいても職員が見守り、安心安全に配慮しています。保育所内外の設備・用具の衛生管理に努め、寝具は、布団乾燥を年3回実施しています。環境設定は、毎月訪問する保育環境アドバイザーの助言を得て個々の子どもの状態や発達に合わせた環境作りに努めています。食事や睡眠などの空間を分け、心地よい生活空間を確保しています。手洗い場やトイレは、子どもが利用しやすい動線となっており、温水シャワーが設置され、清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園時の個人面談で家庭状況や子どもの様子を聞き、その後の変化を継続観察してカリキュラム会議で一人ひとりの状況を把握し、個人差を職員間で情報共有しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育者は状況を見て、一対一で関わる環境を作っています。応答的な関わりを実践して、表情や仕草で子どもの気持ちを汲み取り、子どものサインを見逃さないようにしています。子どもの気持ちを大切に十分向き合える時間を作るよう工夫しています。職員は、「言葉は手渡しで渡す」と言葉を大切にすることを共通認識として、子どもに分かりやすい肯定的な言葉遣いで、穏やかに話しています。園長・主任は常に園内を巡回し、相談のり、子どもとの関わりを共に考え、助言しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>家庭の状況や面談等で個人差を理解し、一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮しています。食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達状況に応じて援助しています。子どもが自分でやろうとする気持ちを大切に、職員間で共通認識を持って、見守るよう努めています。習得にあたっては、自分でやろうとする気持ちを尊重して、強制することなく、子どもの主体性を尊重して援助しています。一日の生活リズムのなかで活動と休息のバランスが保たれるよう、子どもの状況に応じて対応しています。基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもたちが小さな頃からの毎日の積み重ねで身に付くよう、年齢に応じて理解できるよう働きかけています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

保育室は、子どもの発達に合わせた玩具や教材を用意して、好きな遊びを選択できるよう、興味・関心に合わせた環境を整えています。保育環境アドバイザーの助言のもと、子どもの成長に合わせ、より良い環境になるよう見直し、改善しています。園庭は、遊びの中で進んで身体を動かせるように環境を整えています。また、室内でも体育遊びや巧技台などを使用した遊びを取り入れています。異年齢保育に取り組んでいて、生活と遊びを通して関わりが出来るよう援助しています。幼児クラスは当番活動を協力して行ったり、お店屋さんごっこなどを子どもたちが協同して取り組んでいます。自治会の管理するお花畑や敬老の日、運動会などで地域の人と触れ合い、晴れた日には、散歩に出かけて交通ルールを学んでいます。子どもが自由に選ぶ事ができるよう、色鉛筆、のり、画用紙、模造紙、廃材などをワゴンにまとめて設置し、様々な表現活動が体験できるよう工夫しています。

<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

0歳児の保育に関しては、発達に応じてスペースを分けるなど、一人ひとりの月齢の発達段階を踏まえて遊びや生活の環境を工夫し、長時間安心・安全に過ごせる環境を整えています。子どもが安心して過ごせる環境を整え、愛着関係が持てるよう、基本的に固定した職員が対応するよう配慮しています。コミュニケーションを大切に、子どもの目線になって、ゆっくりと応答的に関わるよう努めています。子どもが経験の積み重ねで興味や関心を持つことが出来るよう、様々な素材を使った手作り玩具などを豊富に揃えています。園は、母乳哺育、布おむつを実施していて、おむつ交換も大切なコミュニケーション・スキンシップの機会と捉え、優しく声掛けて行っています。保護者とは、日々の送迎時や保育園向けアプリの連絡帳を用いて情報共有しています。また、離乳食は、喫食状況、咀嚼力の状況を把握して、保護者、栄養士、担任が連携を図って個別に進めています。

<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

1・2歳児の保育に関しては、子どもが自分でやってみようとする気持ちを大切に、ゆっくり待つ姿勢でじっくり関わっています。職員配置に余裕を持たせるようにして、子ども一人ひとりを尊重した保育を行っています。子どもの様子を見守り、優しく問いかけ、励まし、できた時は褒め、できた喜びを自信につなげるよう援助しています。子どもが興味を持って探索活動が十分行われるよう、職員間で連携を取って安全に活動できる環境を作っています。子どもの自我の育ちを見守りながら友だちとの関わりを状況に応じて代弁し、仲立ちするよう援助しています。子どもたちはお話ボランティアや散歩先の地域の人と交流を図っています。保育士は保護者と送迎時や連絡帳で情報共有しています。また、写真を使ったドキュメンテーションを掲示し、保育園向けアプリで配信するなど日々の保育の様子を伝えています。トイレトレーニングは、個別に連携を図って無理なく進めています。

<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳児以上の保育に関しては、子どもが興味のある遊びを選べるようコーナーを沢山用意して好きな遊びをしたり、友だちと遊びを工夫して楽しんでいます。園は異年齢保育に取り組んでいて、年下の子どもは、少し年上の子どもを見て見通しを持って生活をまね、年上の子どもは少し年下の子どもを手伝うことで思いやりの気持ちが育つなど生活の場で子ども同士の関係性を学ぶ機会となっています。学年別活動では、子どもが友だちと協力して楽しめるルールのある遊びを取入れたり、発表の場を設けたり、子どもたちが主体的に考え楽しみながら活動に取り組めるよう援助しています。活動の様子は、ドキュメンテーションを掲示し、保育園向けアプリで配信したり、園だよりなどで保護者に伝えたりしています。

<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園は、ユニバーサルトイレを設置していて、エレベーターはありませんが、必要に応じて個別に対応する用意はあります。障害のある子どもの状況に配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して、子どもがどのように関わることが出来るか考慮して計画しています。クラスだけでなく、子どもの状況に応じて、一人で落ち着ける環境を設けるなど職員間で連携して対応しています。「意思を持った一人の人格として子どもを尊重します」として、共に成長できるよう日々の保育の中で援助しています。保護者とは、面談などで連携を図っています。必要に応じて、泉区役所や横浜市戸塚地域療育センターなど外部機関と連携して相談や助言を受けています。職員は、泉区主催研修に参加し、必要な知識や情報を得ています。保護者には、重要事項説明書で障害児保育について「人は一人ひとりみな違います。障害の有無でなく、一人ひとりに着目した保育を行うことは保育の原則です」と明記して伝えています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>家庭で過ごす時間も含めた1日を通した保育を心がけ、必要に応じて午睡時間を配慮したり、夕寝する等個別に対応しています。個々の子どもの様子を見て、静かに過ごしたり、活動したりとその時々状況判断で落ち着いて生活できるように配慮しています。夕方延長の時間帯においては、職員間で連携を取り、声を掛け合いながら保育が安心、安全に行われるよう努めています。子どもの在園時間や生活リズムを考慮し、保護者の要望で補食や夕食の提供をしています。職員間の引き継ぎは「打合せファイル」に各クラスの様子や体調などを記入して、全職員が見られるよう事務所に設置しています。また、各クラスの「引継ぎ簿」を活用して保護者への伝達漏れがないようにしています。更に、保護者に伝える内容によって、担任が伝えたり、順番に引き継いだりと保護者と連携が取れるよう配慮しています。伝え漏れの無いよう保育園向けアプリの連絡帳を活用しています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>全体的な計画、5歳児年間指導計画に小学校との連携、就学に向けての事項を記載し、それに基づいた保育を実施しています。更に、アプローチカリキュラムを作成し小学校に向けて円滑な接続計画など具体的に記載しています。近隣の小学校と連携し、子どもたちは学校訪問や小学生との手紙のやり取りなど見通しを持てる取組を行っています。「もうすぐ1年生プロジェクト」が泉区主催で行われ、5歳児が絵を展示しています。また、卒園児が放課後來園した際には、小学校の様子を話してもらう機会があります。保護者には、面談時に、小学校の先生から聞いた情報を伝えて小学校に向けて見通しが持てるようにしています。幼保小連携事業の研修や担当者会議に参加して、交流や情報交換をして連携を図っています。クラス担任が保育所児童保育要録を作成し、園長が確認しています。小学校の先生とは、要録の提出とは別に、入学前の引き継ぎを毎年行っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価 結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>職員は、登園時に子どもの様子を観察し、保護者と健康状態を確認しています。子どもの体調の変化やけが・事故に関しては、必要に応じて保護者に電話で報告し、降園時に降園後の対応を話し合い、次の登園時に確認しています。子どもの保健に関する「保健計画」を作成し、具体的に示しています。一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報は、毎日の打合せで周知し、打合せファイルで情報を共有しています。毎月の園だよりの〈保健コーナー〉で子どもの健康に関する方針や取組を伝えています。職員は乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を習得し、必要な取組を行っています。保護者には、SIDSに関するリーフレットで情報提供しています。なお、健康管理マニュアルとしてチェックリスト形式の「子どもの症状を見るポイント」を活用していますが、健康管理の留意点を盛り込む等、職員間の知識・技術の共有化に向けた更なる内容の充実化が期待されます。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は児童健康台帳、歯科健診予診票に記録し、職員間で共有しています。嘱託医とは、日頃から相談したり、助言を受け、情報提供を受けたりと連携を図っています。健康診断、歯科健診の前に、保護者から質問事項を事前に確認し、健診時に確認した回答を降園時に保護者に伝えています。保護者には、結果を健康診断は口頭で、歯科健診は書面で伝えています。また、結果をもとに保護者に健康に関する研修会の情報提供を行ったり、カウプ指数から栄養士と一緒に子どもの栄養管理を行うなどしています。子どもには、歯磨き指導や食事指導を実施しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の記入した「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、前月に栄養士、担任、園長が面談をして献立を確認して進めるなど、連携を密にして園での生活に配慮しています。食事の提供は、専用トレイや食器を用い、対応をする職員は、エプロンの色を分け、給食職員と除去の確認をし、一番初めに提供しています。子どもの年齢に応じて、アレルギーに関する身体の変化の話をして他の子どもも食後、口や手に食物がついていないようにするなど理解を図っています。職員は研修に参加して、新しい情報を得ています。園の食物アレルギーについての取組は重要事項説明書で保護者に伝えています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>年間指導計画、食育年間計画、食育月案を作成し、年齢ごとに食育活動を行っています。その中で年齢に応じた食事のマナーや栄養を学び健康に関心を持つなど様々な体験ができるよう配慮しています。園は「食べることを楽しみながら、食について考え、判断する力を養います」として子どもが楽しく、落ち着いて食事ができるよう工夫しています。幼児クラスは活動と食事の切り替えができるよう、テーブルクロスを使用しています。保育士は、子どもの発達に合わせた食事の援助を個々に対応しています。食器は磁器を使用し、年齢に応じた食器や食具を使用しています。乳児クラスは、その日の様子を見て配膳しています。幼児クラスは、バイキング形式で自分で食べられる量を盛り付けます。乳児は、給食の食材に直接触れる機会を持ち、食べる意欲が増すよう取り組んでいます。食育実践記録に栽培活動や調理活動等を各クラスで記録しています。食育月案では目標を定め、各クラスの自己評価、給食室の自己評価を次月に活かしています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>給食は自園で調理して提供しており、素材の味を大切に、季節感のある旬の食材を使い、和食を中心にした献立を作成しています。また、園独自性を出すため魚を献立に取り入れるようにしています。七夕、正月、節分などの行事食や世界の食文化に触れられる給食を取り入れています。子どもの発育状況に応じた離乳食を提供しています。栄養士は会議や担任からの話で喫食状況や嗜好、離乳食の進み具合を把握しています。また、毎日残食を計量して給食日誌に記録し、切り方、盛り付け方など調理の工夫に反映しています。栄養士は保育室をまわり、子どもたちの様子を見ています。また、食事に興味が持てるよう栄養士が5歳児に話す機会を毎週1回設け、調査日は豆の栄養や調理、素材として豆腐、味噌になることなどを話していました。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って、適切に対応しています。更に、HACCP（衛生管理手法）に基づいて記録、温度管理を徹底しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。また、全クラスが連絡帳を活用して、日々の家庭と園の日常的な情報交換をしています。年度初めの懇談会でクラス毎に今年の保育のねらいを伝え、毎月の園だよりやクラスだよりで月の目標や保育の内容を伝えています。保護者と子どもの成長を共有できるよう、毎日の保育園向けアプリの連絡帳や個人面談で様子を伝え、ドキュメンテーションアプリで作成した活動の様子を連絡帳アプリで配信しています。更に、行事の参加や保育参加を通して子どもの成長を共有できる場を設けています。年2回、保護者と一緒に園内清掃をするクリーニングデーを設け、保護者同士や職員と共同作業を行いながら交流する機会を設けています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>職員は、毎日の送迎時に保護者と家庭での様子、園での様子を共有するなど、日頃から保護者と信頼関係を築くようコミュニケーションに努めています。園入り口横に「お話室」を設置し、保護者からの相談は、内容により時間を設け、しっかりと話が出来るようお話室などで相談に応じる体制をとっています。保護者の就労や個々の事情に配慮して、保護者の都合に合わせて相談に応じられるようにしています。また、相談の際には、保育所の特性を生かし、関係機関との連携や栄養士などの専門職の意見などを伝え、保護者支援に努めています。更に、年3回の懇談会を開催し、クラスの保護者同士の交流の機会を設けています。相談内容は、適切に記録し、継続してフォロー出来るようにしています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、園長・主任の助言を受けられる体制を整えていて、個人面談の際、園長が同席することもあります。</p>	

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>

職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など状況の把握に努めています。「虐待対応マニュアル」を整備して、可能性があると感じた場合は、速やかに園長に報告する対応手順を周知しています。恐れがある場合は、注意深く見て声かけし、いつもより話を聞き、様子を見るなどの援助しています。職員は、園内研修で資料「虐待の見分け方」を学び、把握に努めています。外部研修に参加した時は、職員会議で研修報告を行っています。泉区子ども家庭支援課や横浜市西部児童相談所と連携を図っています。子どもに気になる痣やきずがある場合は、随時記録を行うとともに、職員間で情報共有して経過を観察し、必要な対応を実施しています。また、虐待等が疑われる場合は、児童相談所等の関係機関との密な連携と迅速な対応に努めています。今後も継続して、子どもの権利擁護を推進する取組に期待します。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価） 【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	第三者評価 結果 a
--	----------------------

<コメント>

年間指導計画、月間指導計画、個別指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取組む姿勢を重視して記載しています。自己評価は、日、週、月、期と定期的に行っていて、月間指導計画はカリキュラム会議で振り返りを行い、課題や目標を話し合っ振り返りを次の計画に活かしています。日常の保育場面を通じて自らの経験を話し合い、実際の保育実践に活かすなど、相互の学び合いや意識の向上に繋がっています。子どもの遊びの幅をひろげ、子どもの状況に合わせて環境を整えるなど、保育の改善や専門性の向上に取組んでいます。保育士は各々の保育実践を振り返り、保育所自己評価で課題を明確化し、園全体で共有化して改善に取り組んでいます。

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



特定非営利活動法人
**よこはま
地域福祉
研究センター**

Yokohama Community development Research center

かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
